

大切なのは話合いの“プロセス” 「建設的対話」とは何か

モンスターみたいな親

10年以上前のことです。藤沢のA小学校に、〇〇市のB小学校から重い障害のあるC君という子どもが転校してきました。

最初、A小学校の先生たちは戸惑いました。いままではC君のような障害児を受け入れた経験がなかったからです。

元のB小学校ではどうしていたのだろうと思い連絡をしてみると、返ってきたのはこんな言葉でした。

「C君の母親はモンスターみたいなものですよ。こちらが『学校では〇〇はできない、〇〇のときは付き添ってくればなければ面倒を見られない』と言っているのに、勝手なことばかり要求してくる。」

トゲのある言葉でした。「手がかかって、迷惑」と思っているのがありありとわかりました。

A小学校の先生たちは話し合いました。「難しい」という意見もありましたが、さすがは藤沢の学校です。

ともかくきちんと受け入れよう、と話がまとまります。

そして担任になった先生は、C君やお母さんと会ってこう話しました。



「A小学校によろこそ。ぜひ一緒に勉強したり、遊んだりしましょうね。」

ただ私たちもあまり経験がないので、『こうしてほしい』という要望があればぜひおっしゃってください。

もちろん人も予算も限られるので、すべてにお応えはできないかもしれませんが、そんな時はどうすればいいか、ぜひ一緒に話し合ってください。」

お母さんは笑顔で「ええ、もちろんです!」と答えられました。こうして、C君のA小学校での生活が

始まりました。

一年ほど経って、私はA小学校の先生に「その後C君やお母さんはどうですか」と聞いてみました。

するとA小学校の先生は、こう言いました。

「いろいろあるけれど、B小学校が言っていたほど“大変”ではありませんよ。それにC君のお母さんが『モンスター』なんてとんでもない! C君のお母さんは保護者の中で、いちばんの学校への理解者です。」

C君のことで学校が困った時はお母さんも協力してくれるし、一緒にどうすれば良いか考えてくれる。けっして“無理”を言われたことなどないそうです。

そして先生は、ぼつりと言いました。

「B小学校のような対応だから、お母さんを『モンスター』にしてしまったのじゃないでしょうか。」

個人の特定を避けるため一部脚色してありますが、これは本当に藤沢であった話です。

話し合いの「プロセス」こそが大切

この逸話はまだ「障害者差別解消法」もなければ、「合理的配慮」という概念もなかった頃の話です。

でも私は、A小学校の先生たちは合理的配慮などという知識はなかったけれど、何が大切かを本当に良くわかっていたと思うのです。

合理的配慮とは、学校で言えば車いす用のスロープをつけたり介助者を配置したり、その子どもに合った授業や評価の仕方を工夫するなどのことです。

これは「特別扱い」ではなく、他の子どもと共に学べるようにするために障害者差別解消法に盛り込まれた学校の「義務」です。

ただ、合理的配慮には人手も費用もかかります。無条件でできるわけではありません。差別解消法も合理的配慮は「その負担が過重ではないとき」に措置するもの、と限定してあります。



ただ、差別解消法が施行されたとき藤沢の教育委員会は「藤沢市教職員対応要領」を定めました。障害のある子どもを受け入れるときのガイドラインです。

そこには合理的配慮について、こう書かれています。

学校における合理的配慮は……障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者との対話を通して、相互理解を図り、合意形成に努めた上で、代替措置の選択も含め、必要かつ合理的な範囲で実施する。
(傍点は筆者)

私は以前、障害者差別解消法の学習会に参加したことがあります。そのとき、講師の竹下義樹弁護士はこの点についてこう話されました。

過重な負担と思えたとしても「だから何もできない」ではなく、代案を出すべきだ。その上で両者の十分な話しあいによって合意点を探る努力をしてほしい。その「プロセス」こそが大切だ。

つまり100対ゼロではなく、互いに信頼関係を築きながら何ができるかを話し合っていく「プロセス」こそが、合理的配慮のいちばんの要なのです。

「A小学校によろこそ。すべてにお応えはできないかもしれませんが、そんな時はどうすればいいか、ぜひ一緒に話し合っていきましょう。」

A小学校の先生たちが自然に発したこの言葉こそが、まさに「建設的対話」の精神だったのです。

ふたつの学校の何が違っていったか

こう考えてみると、A小学校とB小学校とでは何が違っていったのか、お分かりいただけると思います。

実は、どちらの学校も言っていることは同じなのです。「すべてにお応えできるわけではありません」。

もちろんC君のお母さんだって、そんなことはわかっています。

ただ、B小学校は「できない」「やれない」から入りました。たぶん先生たちの顔にも「手がかかって迷惑」と書いてあったのでしょね。そして先生が「面倒くさい」と思っていれば、それは他の子どもたちにも伝わったことでしょう。

一方、A小学校では「何ができるか」をお母さんと一緒に考えようとしていました。

「A小学校によろこそ」という姿勢は子どもたちにも伝わり、クラスの皆がC君を手伝ってくれるようになりました。子どもたちにとっても、大切な「学び」の機会にもなったようです。

だから「いろいろあるけれど、B小学校が言っていたほど“大変”ではありません」という言葉になったのです。

これは障害だけの問題ではないはずですよ。



「男の子だけれど、スカートをはいて登校したい」「日本語がほとんど話せないけれど学校に通いたい」
B小学校ではそんな子どもたちを、どうしていたのでしょうか。

遅刻ばかりして、宿題をやってこない「ダメな子」が実は「ヤングケアラー」かもしれない、なんて気付けたでしょうか。

多様性って、ないほうが楽。でも

A小学校だけではありません。藤沢ではたくさんの学校が「建設的対話」でアイデアを出してきました。

ある中学校では冬のハケ岳でスキー教室をすることになりました。その中学校には車いすの生徒が通っていましたが、当然スキーはできません。どうしようと学校と保護者が話し合った結果、「そり」なら乗れる、ということになりました。100対ゼロではない解決です。

ある小学校に弱視の児童が入学してきました。教材をどうしようか、ということになり学校と保護者が話し合った結果、教育委員会に「拡大コピーを入れてほしい」とお願いすることになりました。学校と保護者がタッグを組む、って強いのです。教育委員会は当時まだ高額だった拡大コピーを入れてくれました。

もちろん障害の程度や必要なケアの内容は千差万別です。ただでさえ膨大な仕事を抱えた教職員の「働き方改革」も進めなければなりません。

でも、教育実践と労働条件の改善を対立関係にしてほしくはありません。「保護者VS学校」という構図ではなく、共に同じ方向を向いて教育条件整備を進めていく。その取り組みの中に道筋が見えてくるのではないのでしょうか。その時には組合の役割も重要です。

最後に、ブレイディみかさんの「ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー」という本の中の、息子とかあちゃんの会話を紹介して終わります。

「多様性っていいことなんでしょ？ 学校でそう変わったけど？」

「多様性ってやつは物事をややこしくするし、喧嘩や衝突が絶えないし、そりゃないほうが楽よ」

「楽じゃないものが、どうしていいの？」

「楽ばかりしてると、無知になるから」